

茨城空港ターミナルビル機能強化検討会 設置要項

(目的)

第1条 増加する航空需要に対応し、円滑に旅客や航空会社を受け入れられるよう、空港関係者で構成する「茨城空港旅客ターミナルビル機能強化検討会（以下「検討会」という。）」を設置し、旅客ターミナルビルの拡張等を検討する。

(検討事項)

第2条 検討会の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 旅客ターミナルビルの拡張や機能強化（最新の保安検査機器の導入等）に関すること
- (2) このほか、旅客ターミナルビルの拡張や機能強化に関し必要な事項

(構成)

第3条 検討会は、別表1に掲げる者で構成する。

2 会議に座長を置き、別表のうちから互選する。

(運営)

第4条 検討会は、座長が必要に応じて招集し、主宰する。

2 座長は、会議を代表し、総括する。

3 座長は、会議の円滑な運営に資するため、オブザーバーの出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 座長は、必要があると認めるときは、別表1に掲げる者以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 座長は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、茨城県営業戦略部空港振興課において処理する。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

付 則

この要項は、令和8年4月30日から施行する。

茨城空港ターミナルビル機能強化検討会 名簿

<委員>

分野		所属・役職
航空会社		スカイマーク 空港本部 本部長
		エアロK航空 茨城空港支店 支店長
		春秋航空 茨城支社 茨城支店長
空港関係者	空港ターミナルビル	茨城空港ビル管理事務所長
	グランドハンドリング	羽田タートルサービス 茨城空港事業所長
	給油ハンドリング	三愛アビエーションサービス 茨城空港営業所長
二次交通事業者	バス	一般社団法人 茨城県バス協会 専務理事
	タクシー	一般社団法人 茨城県ハイヤー・タクシー協会 専務理事
有識者		平田 輝満 茨城大学教授
C I Q官庁	行政(国)	財務省横浜税関鹿島税関支署 茨城空港出張所長
		法務省東京出入国在留管理局 水戸出張所長
		厚生労働省東京検疫所 茨城空港出張所長
		農林水産省動物検疫所 成田支所長
		農林水産省横浜植物防疫所 東京支所鹿島出張所長
行政(国)		国土交通省東京航空局 百里空港事務所 空港長
地元自治体	行政(市)	小美玉市 副市長
	行政(県)	茨城県営業戦略部 理事兼空港振興監

<オブザーバー>

分野	所属・役職
行政(国)	国土交通省航空局 航空ネットワーク部 空港計画課 空港施設高度利用推進官
	国土交通省航空局 航空ネットワーク部 航空ネットワーク企画課 課長補佐
	国土交通省東京航空局 空港部 空港企画調整課 課長補佐
	防衛省航空自衛隊 百里基地 第7航空団司令部 防衛部長

<事務局>

行政(県)	茨城県営業戦略部 空港振興課
-------	----------------